

静岡県緑化推進計画策定有識者会議設置要領

(設置目的)

第1条 新たな緑化推進計画の策定にあたり、学識経験を有する者等から幅広く意見を聴取するため、静岡県緑化推進計画策定有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 有識者会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 新たな緑化推進計画の策定に関する提言に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、新たな緑化推進計画の策定に必要と認める事項

(組織)

第3条 有識者会議は、委員6名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 前号に掲げる者のほか、知事が必要と認める者

3 有識者会議に座長を置く。座長は委員の互選により選出する。

4 座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときは、委員のうち座長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 座長は、有識者会議を総括する。

2 有識者会議は委員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(任期等)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から平成30年3月31日までとする。

2 委員が辞任した時は、これを補充することができる。ただし、この場合の任期は前任者の残任期間とする。

(関係者の出席)

第6条 座長は、必要があると認めるときは、関係者に対し、有識者会議への出席を求め、その意見を聴取し、又は説明を求めることができる。

(事務局)

第7条 有識者会議の事務局は、静岡県くらし・環境部環境局環境ふれあい課に置く。

(報酬)

第8条 委員には報酬を支給する。ただし、特別職の職員等の給与等に関する条例（昭和46年条例第25号）（以下、「特別職条例」という。）の非常勤の特別職の職員に係る報酬規定に基づき支給する。

(費用弁償)

第9条 委員が公務のため旅行した場合には、その者に対し、当該旅行に要した費用を弁償する。ただし、特別職条例の非常勤の特別職の職員に係る費用弁償の規定に基づき弁償する。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、有識者会議に関して必要な事項は、座長が有識者会議に諮って定めるものとする。

附 則

この要領は、平成29年6月19日から施行する。